

## 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

### 【対応案】

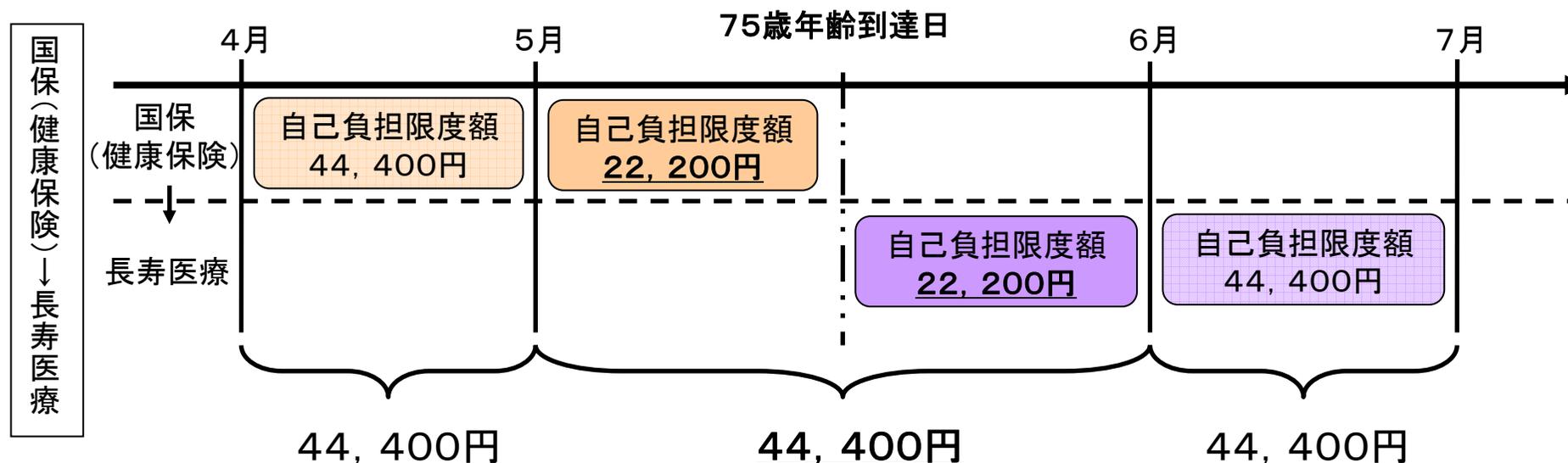
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。→(75歳到達月における自己負担限度額の特例)

これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消される。

### 【施行日等】

平成20年11月21日政令改正の公布 平成21年1月1日施行

### 【具体例】(自己負担限度額の区分が一般の場合)



※ 被用者保険本人が長寿医療に移行したことにより、その被扶養者が国保に移行する場合も、同様の措置を講ずる。